

独立役員届出書

1. 基本情報

| | | | |
|--|---------------------------|---------|-----------|
| 会社名 | 株式会社バローホールディングス | コード | 9956 |
| 提出日 | 2023/5/12 | 異動（予定）日 | 2023/6/29 |
| 独立役員届出書の提出理由 | 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1） | | | |

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役/ 社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性（※2・3） | | | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 | |
|----|--------|-----------------|------|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|------|--|------|-------|--|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当なし | | | | |
| 1 | 増田 陸奥夫 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | △ | | | | △ | | | | | |
| 2 | 秦 博文 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | △ | | | | | |
| 3 | 伊藤 時光 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| 4 | 高橋 俊行 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | △ | | | | | |
| 5 | 山下 陽子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ○ | 新任 | |

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明（※4） | 選任の理由（※5） |
|----|--|---|
| 1 | 同氏は、当社の主要な取引先である農林中央金庫の代表理事副理事長でありましたが、当社の社外取締役就任時においては、同庫を退任してから10年を経過しており、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。 | 同氏は、一般社団法人日本食農連携機構の理事長を務められております。当社は、同機構とコンサルティング契約を締結しておりましたが、現在は契約しておりません。同氏の有する幅広い知識・経験は、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。 |
| 2 | 同氏は、2014年6月まで当社及び当社子会社の中部薬品株式会社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の代表社員でありましたが、当社及び当社子会社が会計監査人に支払う報酬と同氏が受け取る報酬との関係はありませんでした。 | 同氏は、公認会計士の資格を有し、公認会計士秦博文事務所の所長を務められております。また、同氏及び公認会計士秦博文事務所と当社との間にコンサルタント契約等の事実はありません。同氏の有する幅広い知識・経験は、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。 |
| 3 | 該当事項なし | 同氏は、税理士の資格を有し、伊藤時光税理士事務所所長を務められておりますが、同氏及び同事務所と当社との間にコンサルタント契約等の事実はありません。また、同氏の有する幅広い知識・経験は、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。 |
| 4 | 同氏は、当社子会社の株式会社バローなどの取引先である味の素株式会社の執行役員東京支社長、カルピス株式会社の取締役専務執行役員など歴任しておりますが、その取引高は当社の連結売上高の2%未満であります。また、当社の取引先を退社・退任されてから5年以上を経過しており、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。 | 同氏は、味の素株式会社の執行役員東京支社長などを歴任されており、経営に関する幅広い知識・経験を有しております。同氏と当社との間には取引等の事実はありませんので、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。 |
| 5 | 該当事項なし | 同氏は、弁護士資格を有し、今池法律事務所のパートナー弁護士を務められておりますが、同氏及び今池法律事務所との顧問契約、委任契約等の事実はありません。また、同氏の有する幅広い知識・経験は、社外取締役として一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員に指定することに相当であると判断しております。 |

4. 補足説明

| |
|--|
| 社外取締役については以下の判断基準・資質に基づき選任しております。 ・会社法上の要件、上場証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないこと。 ・最近3年間において、連結売上高の2%を超えない取引先の出身者、または個人においては取引額が1,000万円を超えない者であって、財務・会計・法律・経営等の専門的な知見や企業経営等の経験を有していること。 |
|--|

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。